

転院搬送要請のフローチャート

転院が必要な患者が発生！

要請基準の確認

以下のことを転院元医療機関の医師が判断している。

- ① 緊急に処置が必要な患者である。
- ② 当該医療機関で治療が困難である。
- ③ 他の搬送手段が活用できない。

※傷病者の迅速な受け入れのため、一旦転院元病院が傷病者の受け入れを行った場合は、この限りでない。

①～③のすべての要件に該当していますか？

YES

NO

転院先医療機関は確定していますか？

YES

NO

119番通報してください。

病院が所有する救急車、民間の患者等搬送事業者などの消防機関の救急車以外の搬送手段で転院搬送してください。

※「患者等搬送事業者」については、下記のQRコードから消防局HPをご確認ください。

転院先医療機関を確保してください。

※心肺停止など生命の危機が迫っている場合は、先に119番通報してください。

確保

「転院搬送依頼書」を作成してください。

※緊急性が高い場合等、転院搬送依頼書を作成する暇がない時は、直接救急隊へ内容を伝えてください

救急隊到着

救急隊に転院搬送依頼書を手渡し、必要な指示をお願いします。

※原則として転院元医療機関の医師、看護師（助産師）、救急救命士の同乗をお願いします。



「患者等搬送事業者」のうち、大津市消防局管内の認定事業者を大津市消防局HPに掲載しています。
(左記のQRコードからご確認ください。)